

2024年4月から

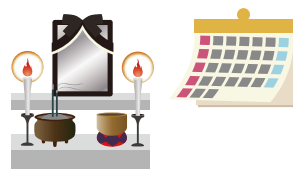
広告

相続登記(名義変更)が義務化されました!

3年以内に登記申請をしなければ、10万円以下の過料が科せられる可能性があります。

相続登記を放置していた場合に被るデメリット

時間が経てば経つほど
相続関係が複雑になり
手続きが面倒になります。



名義変更が終わっていない
不動産は売却できません。
売りたいときに売れない
可能性があります。



これから発生する相続だけ
ではなく、これまでに発生した
相続についても名義変更が
義務化されます。



これらが
すべて 相続トラブルにつながる可能性があります!

まずは専門家にご相談ください。

節税対策から 相続税 に関するご相談は
税務申告まで 税理士が対応します

生前の相続税対策

- 相続税がどのくらいになるか知りたい
- 今からできる節税対策を教えてください
- 不動産ばかりで相続税の納税資金が心配
- 二次相続も考えた遺産分割について
アドバイスがほしい

相続税の節税は長期的な対策が有効です。
今からできることを始めましょう。

相続税申告

- 相続税申告が必要かどうか判断してほしい
- 税務署から相続税についてのお尋ねが届いた
- 有利な税制を活用したいので専門家に
依頼したい
- 税務調査のことについて知りたい

経験豊富な税理士が親身に対応いたします。
相続税申告のご依頼もお受けいたします。

吉岡マネジメントグループ
税理士法人 日本会計相続センター / 税理士法人 日本会計グループ
日本会計コンサルティング株式会社

千葉県千葉市中央区栄町42-11 日本企業会館1F
TEL 043-202-2002 FAX 043-202-0181

お問合せ

司法書士・行政書士たけだ事務所

千葉県市川市八幡二丁目16番20号 山崎ビル3階 代表司法書士 武田 隆志 (千葉司法書士会所属)
TEL 047-374-3508

相続の専門家が悩みを解決いたします。

遺言書
作成

相続
手続

生前
贈与

相続税

「相続」 無料相談会

相続のご相談が急増しています!

相続の手続き・対策は他人事ではありません!
いざという時のために備えが必要です。

開催日

9月 **5**金・**6**土

各日 10~17時

事前予約制

お電話でお申し込みください

047-374-3508

「新聞折込チラシを見た」とお伝えください

平日9:00~17:30

会場

司法書士・行政書士たけだ事務所

千葉県市川市八幡二丁目16番20号山崎ビル3階

主催

司法書士・行政書士たけだ事務所

【協賛：税理士法人日本会計グループ】



JR本八幡駅北口・都営新宿本八幡駅 徒歩2分
京成八幡駅 徒歩3分

「相続」「生前対策」のこんなお悩み、ぜひ専門家にご相談ください。

相続について

相続手続きの代行

- 相続人調査(戸籍収集)・法定相続情報一覧図の作成
- 相続人間で決定した遺産分割内容を協議書として作成
- 相続関係説明図の作成

相続人が必要な各種手続きをスムーズに進めるための各種資料の収集・作成サポートを行います。

相続放棄・遺産整理支援

- 家庭裁判所への相続放棄申述書の作成
- 相続財産の調査・整理支援

相続トラブルを防ぎ、遺産を円滑に分配するためのサポートを行います。

各種相続手続きのサポート

- 土地や建物の相続登記手続きの書類作成・申請代理
- 預貯金の名義変更・解約手続きの書類作成
- 年金受給停止の手続き(年金事務所への届出支援)、介護保険・健康保険資格喪失の届出

名義変更や解約等の相続に関する必要な手続きをスムーズに進めるためのサポートを行います。



生前対策について

遺言書作成支援

- 公正証書遺言の作成サポート
- 法的に有効な自筆証書遺言の作成アドバイス、法務局の「自筆証書遺言書保管制度」利用支援
- 内容を秘密にしつつ法的効力を持たせる秘密証書遺言の作成支援

遺言者の意思を法的に有効な形で残し、円滑な相続の実現サポートを行います。

財産管理・相続対策のサポート

- 財産目録(不動産・預貯金・株式など)の作成
- エンディングノート作成支援
- 尊厳死宣言書・任意後見契約書の作成支援

生前の財産整理や相続準備を円滑に進めるためのサポートを行います。

こんな場合は「遺言」を残しましょう！

- ☐ 子供がいないので財産は配偶者に全て渡したい
- ☐ 子供間に経済的な格差がある
- ☐ 相続をめぐって親族が争ってほしくない
- ☐ 特定の相続人に財産を残したい
- ☐ 再婚など、家族構成に複雑な事情がある
- ☐ 遺産を社会や福祉のために役立てたい
- ☐ 遺産のほとんどが不動産だ

ひとつでも当てはまる方は

遺言を利用した生前対策が有効です！

家族間での相続争いは年々増加しています。「後悔しない遺言」を作成するためのサポートをいたします。

公正証書遺言

証人立合い

自筆証書遺言

遺言執行

ご相談の事例紹介

●実家の名義変更をしたい

父が亡くなり、実家の名義を母に変更したいのですが、どのような手続きが必要ですか？

<男性 会社員(62歳)>

相続登記のためには、相続人の確定や必要書類の準備が必要です。戸籍謄本、遺産分割協議書、固定資産評価証明書などを揃えた上で、法務局へ登記申請を行います。当事務所では、書類の収集から登記申請までサポートいたします。

●遺産分割協議書の作成とは？

兄妹3人で相続することになりましたが、話し合いで合意した内容を正式な書類にしたいです。

<女性 主婦(34歳)>

遺産分割協議書を作成し、全員の署名・実印押印を行うことで、正式な合意書類となります。当事務所では、法的に有効な遺産分割協議書を作成し、不動産の相続登記も併せてサポートいたします。

●相続放棄の手続きとは？

父が亡くなりましたが、借金があると聞きました。相続放棄をしたいのですが、どうすればよいですか？

<男性 会社経営(73歳)>

相続放棄は、原則として自己のために相続の開始があったことを知った時から3か月以内に家庭裁判所へ申述する必要があります。当事務所では、相続放棄申述書の作成、必要書類の収集をサポートし、スムーズに手続きを進めるお手伝いをいたします。

●遺言書の検認手続きとは？

亡くなった母が自筆で遺言を残していました。どのような手続きが必要ですか？

<男性 自営業(65歳)>

自筆証書遺言は、家庭裁判所で『検認手続き』が必要です。当事務所では、家庭裁判所への申立書作成、必要書類の準備をサポートし、遺言が適切に執行されるようお手伝いします。